

○総務省告示第六十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるものは、次のとおりとする。

1 空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの（九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監視委員会規則第十四号。以下「施行規則」という。）第三十一條第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）

2 空中線電力が五キロワット未満のもの（三GHz帯及び九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十一條第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものを除く。）

3 二・九GHzから三・一GHzまで及び九・三GHzから九・五GHzまでの周波数の電波を使用するレーダー以外のレーダー

二 前項のレーダーの技術的条件は、次のとおりとする。

1 前項第一号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。

(一) P・O・N電波、Q・O・N電波、V・O・N電波又はF・三・N電波九・三GHzから九・五GHzまでの周波数の電波を使用すること。

(二) 指定周波数帯の範囲は、九・三GHzから九・五GHzまでとし、V・O・N電波を用いる場合は、それを構成するP・O・N電波成分及びQ・O・N電波成分の占有周波数帯幅を合算したものが一〇MHz以下であること。ただし、P・O・N電波成分とQ・O・N電波成分の占有周波数帯幅が重複するものにあつては、各電波成分の占有周波数帯幅から重複する周波数の幅を減じた値が一〇MHz以下であること。

(三) 設備規則第四十八條第一項第七号の条件に適合すること。

(四) 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであること。

(五) 小型、かつ、軽量であり、小型船舶において使用するのに適したものであること。

(六) P・O・N電波のパルス幅は一・二マイクロ秒以下、Q・O・N電波（F・M／C・Wの場合を除く。）のパルス幅は二・二マイクロ秒以下及びQ・O・N（F・M／C・Wの場合に限る。）又はF・三・N電波の周波数掃引時間は二・二マイクロ秒を超え二ミリ秒以下であること。

(七) 繰り返し周波数は、三、〇〇〇ヘルツ（変動率は（±）二五パーセントを超えないこと）を超えないこと。

(八) 繰り返し周波数を変動する機能を有し、かつ、起動時に動作状態にあること。

2 前項第二号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。

(一)・(二) 略

改正前

一 無線設備規則（以下「規則」という。）第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるものは、次のとおりとする。

〔新設〕

1 空中線電力が五キロワット未満のもの（三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一條第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものを除く。）

2 二・九GHzから三・一GHzまで、五・四六GHzから五・六五GHzまで及び九・三二GHzから九・五GHzまでの周波数の電波を使用するレーダー以外のレーダー

二 〔同上〕

〔新設〕

1 前項第一号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。

(一)・(二) 同上

(三) 設備規則第四十八条第一項第七号の条件に適合するものであること。

〔四・五 略〕

(六) 小型、かつ、軽量であり、小型船舶において使用するのに適したものであること。

3 前項第三号に掲げるレーダーであつて、三・二・三GHzから三五・二GHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。

〔一〕 略

(三) 規則第四十八条第一項第七号の条件に適合するものであること。

〔四・五 同上〕

(六) なるべく小型、かつ、軽量であり、小型船舶において使用するのに適したものであること。

2 前項第二号に掲げるレーダーであつて、三・二・三GHzから三五・二GHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。

〔一〕 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。